



# 水銀に係る排出基準

各水銀排出施設における排出基準は下表のとおり(法第18条の22)。

○排出基準 ⇒ 全水銀(ガス状水銀+粒子状水銀)

水銀排出施設	排出基準 ( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )	
	新設	既設
石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	8	10
小型石炭混焼ボイラー	10	15
セメントの製造の用に供する焼成炉	50	80※
廃棄物焼却炉	30	50

※原料とする石灰石の水銀含有量が $0.05\text{mg}/\text{kg}$ 以上であるものは、 $140\mu\text{g}/\text{Nm}^3$   
⇒適用には、石灰石の変更が困難な理由を記載した届出が必要。

## 補足

既設(既存施設)には、改正法施行日(平成30年4月1日)において、設置工事に着手しているものも含まれます。